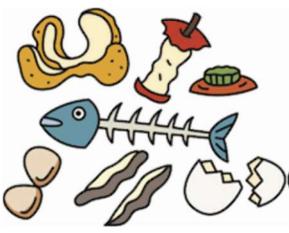
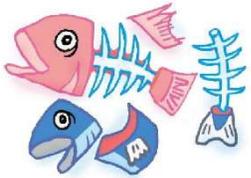


# 萩・長門清掃工場に搬入する事業系ごみの分け方

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
| 一般廃棄物 | 普通ごみ   | <p>紙類、生ごみ、刈草、伐採、枝打ち樹木、非感染性紙おむつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック包装が含まれるものに関しては産廃になります。</li> <li>・貝類などの付着物 <b>1日に1 tまで</b></li> <li>・刈草 <b>1日16 tまで(4 t車で4台まで)</b></li> <li>・伐採・枝打ちの樹木 <b>1日4 tまで(4 t車で1台まで)</b></li> <li>・非感染性のおむつ</li> <li>・量店、許可業者が搬入する量。 <b>1日2 t車以下で1台まで</b></li> <li>※伐採・枝打ちの長さ等の規準 <b>幹の直径20cm以内 長さ2m未満</b></li> </ul> |    |
|       | 大型可燃ごみ | <p>タンス、テーブル、椅子、布団、家具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体前に処分する家具等の残置物 (<b>畳や建屋は解体ごみとして受入不可</b>)</li> <li>・ソファー、マットレスの<b>スプリング</b>は外してくること。</li> <li>※大型ごみの大きさの規準 <b>高さ2m×横幅2m×縦幅2mまで</b>。</li> </ul>   |   |
| 産業廃棄物 | 紙くず    | <p>建設業、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内装業者や工務店から出る障子紙・壁紙に限り受入可。</li> <li>・ <b>1日に2 t車以下で1台まで</b>。</li> </ul>  |   |
|       | 木くず    | <p>建設業、木材・木製品製造業、家具製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大工・工務店・製造所の木くずや鉋くず、建具店や表具店の建具・ふすま。</li> <li>・ <b>1日に2 t車以下で1台まで</b>。</li> <li>・パレット、家具の製造過程から排出される木くず。</li> </ul>  |   |
|       | 繊維くず   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築業者や内装業者が排出する絨毯やカーペットなどの敷物。</li> </ul>   |   |
|       | 動植物性残渣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造・加工業などが排出する動植物性残渣。<br/>(例) 魚のあら、すり身、豆腐の搾りかす など</li> <li>・その他、製造過程で排出される残渣。</li> </ul>   |  |
|       | その他    | <p>廃プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみと同程度の種類の廃プラスチック類 (弁当ガラや事務用品等のプラごみ)。</li> <li>・農業者、漁業者の身につける物 (長靴、ゴム手袋、ヤッケ、雨具類)。</li> <li>・量業者、許可業者が搬入するスタイロ量。</li> </ul>   |   |

## 事業者が受入不可なもの

- ・解体ごみ (建屋部分や解体の際に出た量) ※量店、許可業者から出た量以外は受入不可。
  - ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ (その他記載の廃プラスチックは除く)、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、がれき類、ばいじん。
  - ・発泡スチロール製品や白色の食品トレイ、ペットボトル ※リサイクルルートが確保されているため。
  - ・特定事業活動に伴う産業廃棄物。
  - ・塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
  - ・病院・医院などから排出される塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
  - ・その他鉄分等焼却できないものが含まれているもの。
- ※表に無いごみ・基準もあります。この表は目安としてご利用ください。

